

★届出内容一覧と添付書類

大淀町内に法人を設立・設置したとき、又は法人格を変更した場合には異動の事由が生じた日から2ヶ月以内に、異動届出書と下記添付書類を提出してください。

届出内容	添付書類（写しでもかまいません）	内 容
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・定款 	大淀町内で法人を設立した場合
設置 （再設置・本店転入を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・定款 	大淀町外本店法人が、大淀町内に事務所を設置した場合
商号・組織変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	1. 商号を変更した場合や 2. (有)から(株)等、組織を変更した場合
事業種目の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	事業種目の変更等の場合
資本金の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	資本金等の金額の増資・減資の場合
代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	本店の代表者に変更になった場合
事業年度の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更が可決された総会・取締役会の議事録又は新定款 	決算期が変更した場合
本店所在地変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	本店所在地を変更した場合
支店・事務所等の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし（※） ※支店登記をしている場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	大淀町外本店法人の大淀町内事業所の所在地を変更した場合
閉鎖（廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし（※） ※支店登記をしている場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	大淀町内の法人、又は大淀町外本店法人の大淀町内事業所の所在地を閉鎖（廃止）した場合
解散	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	解散した場合
合併	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・合併契約書 	1. 会社が合併した場合（依続法人） 2. 合併により解散した法人（被合併法人）
清算終了	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 	清算が終了した場合
休業	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	人的・物的施設のない法人が休業の届を提出する場合